

指 導 事 項	確認欄	
	はい	いいえ
令和 5 年度指導監査等の重点事項	=指定障害福祉サービス事業所=	
1 虐待防止及び身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。</li> <li>虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備しているか。</li> <li>施設従事者に対し、障害者虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的に実施しているか。</li> <li>虐待の防止等のための担当者を設置しているか。</li> </ul>	
2 基準に定める職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準に定める職員が適切に確保されているか。 (兼務職員の場合、常勤に必要な勤務時間数に達しているかなどの確認)</li> </ul>	
3 個別支援計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。</li> </ul>	
4 適正な公費請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 (算定要件・減算実施の有無などの確認)</li> </ul>	
5 工賃の支払・賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定就労継続支援 A 型事業者が、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしているか。</li> <li>指定就労継続支援 A 型事業者が、利用者に支払う賃金及び工賃の額について、自立支援給付費から充当していないか。</li> <li>指定就労継続支援 A 型事業者が、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行っているか。</li> <li>就労継続支援 A 型事業者の運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃が定められているか。</li> <li>指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</li> </ul>	
6 感染症や防災対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。 (但し、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とする。)</li> <li>業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。 (但し、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とする。)</li> <li>防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。</li> <li>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。</li> <li>災害時に備えたライフライン等の点検はなされているか。（共同生活援助事業所、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所に限る）</li> </ul>	